

正する。

第2条の表の19の項の左欄中「。）」の次に「及び法の施行に関し知事が定める規則」を加え、同項の右欄の第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 富山県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（令和4年富山県規則第1号。以下この項において「規則」という。）第2条第1項に規定する軽微な変更届出書の受理及び県への送付
- (6) 規則第3条に規定する建築完了報告書の受理及び県への送付
- (7) 規則第4条に規定する取りやめの申出書の受理及び県への送付並びに申出に対する決定の通知に係る経由事務
- (8) 規則第5条に規定する取下届出書の受理及び県への送付

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(ワンチームとやま推進室)

富山県看護学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第6号

富山県看護学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

富山県看護学生修学資金貸与条例施行規則（昭和39年富山県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表及び第4条第1項中「又は」を「、専攻科を設置する短期大学又は」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「うえ」を「上、」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 当該短期大学専攻科を卒業する場合 その卒業する日
- 第7条第2項中「又は」を「、短期大学専攻科又は」に改める。
- 第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(規則で定める施設等)

第16条 条例別表第1の12の項の規則で定める施設等は、次に掲げる施設等とする。

- (1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の3に規定する老人短期入所施設
- (3) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム
- (4) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第9項に規定する短期入所生活介護に限る。）を行う事業所
- (6) 介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業（同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護に限る。）を行う事業所

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(医 務 課)

富山県立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則を公布する。

令和4年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第7号

富山県立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

次に掲げる法律又は条例の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第23条第1項

-
- (2) 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第3条及び第4条第1項
 - (3) 消防法（昭和23年法律第186号）第16条の3の2第2項及び第16条の5第1項
 - (4) 行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の12第2項及び第13条の22第1項
 - (5) 養蜂振興法（昭和30年法律第180号）第9条第1項
 - (6) 養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第16条第1項
 - (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第82条第1項
 - (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第5条第1項、第11条第1項及び第17条第1項
 - (9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の10第3項及び第4項
 - (10) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第41条第1項並びに第64条第1項及び第2項
 - (11) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第5条第1項、第22条第1項及び第30条第1項
 - (12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第37条第1項及び第43条第1項
 - (13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第31条第1項
 - (14) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条第1項
 - (15) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第14条第3項
 - (16) 富山県営住宅条例（昭和35年富山県条例第14号）第51条第1項
 - (17) 富山県屋外広告物条例（昭和39年富山県条例第66号）第33条第1項及び第2項
 - (18) 犬の危害防止条例（昭和42年富山県条例第28号）第13条第1項
 - (19) 富山県公害防止条例（昭和45年富山県条例第34号）第25条第1項
 - (20) 富山県立自然公園条例（昭和46年富山県条例第4号）第14条第1項、第26条第2項、第28条第2項及び第45条第1項
-

- (21) 富山県自然環境保全条例（昭和47年富山県条例第39号）第27条第1項及び第28条第1項
- (22) 富山県土採取規制条例（昭和47年富山県条例第41号）第12条第1項及び第13条第1項
- (23) 富山県地下水の採取に関する条例（昭和51年富山県条例第1号）第29条第1項
- (24) 富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第4号）第21条第1項
- (25) 富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年富山県条例第40号）第32条第1項
- (26) 富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年富山県条例第38号）第15条第1項
- (27) 富山県民福祉条例（平成8年富山県条例第37号）第39条第1項
- (28) 富山県環境影響評価条例（平成11年富山県条例第38号）第45条第1項
- (29) 富山県統計調査条例（平成21年富山県条例第7号）第6条第1項
- (30) 富山県水源地域保全条例（平成25年富山県条例第12号）第16条第1項
- (31) 立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例（平成26年富山県条例第46号）第6条第1項
- (32) 富山県希少野生動植物保護条例（平成26年富山県条例第47号）第16条第1項、第24条第2項及び第25条第1項
- (33) 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（平成26年富山県条例第77号）第16条第1項

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15号の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（富山県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

- 2 富山県屋外広告物条例施行規則（昭和49年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第28号(表)中 「交付年月日 年 月 日 を
有効期間 1年間 」

「 年 月 日交付
年 月 日限り有効」 に改める。

(富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則(昭和56年富山県規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第7号(表)中 「 年 月 日 発行 を
(発行日から1年間有効) 」

「 年 月 日交付
年 月 日限り有効」 に改める。

(富山県水源地域保全条例施行規則の一部改正)

- 4 富山県水源地域保全条例施行規則(平成25年富山県規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第3号(表)中 「 年 月 日発行 を
(発行日から1年間有効) 」

「 年 月 日交付
年 月 日限り有効」 に改める。

- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 記載する法令又は条例の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
-

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第8号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成6年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第79条の表富山県スポーツ推進審議会の項の次に次のように加える。

富山県武道館PFI事業者選考審査会	富山県武道館の整備及び運営に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定による実施方針の策定、同法第7条の規定による特定事業の選定及び同法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	スポーツ振興課
-------------------	--	---------

第79条の表富山県科学技術会議の項の次に次のように加える。

富山県高岡地区産業展示施設PFI事業者選考審査会	富山県高岡地区産業展示施設の運営に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条第1項の規定による実施方針の策定、同法第7条の規定による特定事業の選定及び同法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	商工企画課
--------------------------	---	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

富山県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第9号

富山県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

富山県職業訓練手当支給規則（昭和42年富山県規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

ふりがな 氏 名	(性 別) 男 ・ 女
-------------	----------------

を

ふりがな 氏 名	に、	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 5px;">通 所 届</td> <td style="padding: 5px;">入寮許可書等</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	通 所 届	入寮許可書等			を
通 所 届	入寮許可書等						

通 所 状 況 届	入寮許可書等
個人番号（マイナンバー）提供書等	

に改め、同様式別紙を同様式別紙1とし、同様式別紙

1の次に次のように加える。

別紙2

個人番号（マイナンバー）提供書

年 月 日

富山県知事 殿

住所
申請者 氏名

訓練手当受給資格認定申請に伴い、個人番号（マイナンバー）を提供します。

特定 個人 情報	氏名												
	個人番号 (マイナンバー)												
	生年月日	年 月 日											

※ 代理人が提出する場合、委任者（申請者）からの委任状を提出してください。

所属処理欄

- 番号確認 <方法 個人番号カード (マイナンバーカード) 通知カード その他 () >
- 身元確認 <方法 個人番号カード (マイナンバーカード) 運転免許証 その他 ()
- その他 () >

上記の特定個人情報について、相違ありません。

確認日 年 月 日

所属 職・氏名
(担当 職・氏名)

登録日	年 月 日	受領番号
-----	-------	------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県職業訓練手当支給規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(労働政策課)

富山県林道管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第10号

富山県林道管理規則の一部を改正する規則

富山県林道管理規則（昭和39年富山県規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「綴り」を「つづり」に、「45,000円」を「49,000円」に、「19,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県林道管理規則の規定により発行した回数券でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の施行の日以後においても、なお使用することができる。

(森林政策課)

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

富山県規則第11号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の27の2の項を同表の27の3の項とし、同表の27の項の次に次のように加える。

27の2 条例別表 第1の286の項 に規定する認定 畜舎等の仮使用 認定申請手数料	認定畜舎等の仮使用部分の床面積の合計が 100平方メートル以内のもの	15,000円
	認定畜舎等の仮使用部分の床面積の合計が 100平方メートルを超え、500平方メー トル以内のもの	30,000円
	認定畜舎等の仮使用部分の床面積の合計が 500平方メートルを超え、1,000平方メー トル以内のもの	60,000円
	認定畜舎等の仮使用部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超えるもの	120,000円

別表第1の49の2の項を次のように改める。

49の2 条例別表 第1の451の項 に規定する講習 手数料	特定任意高齢者講習（道路 交通法第108 条の2第2項 の規定による 講習であって、 運転免許に係 る講習等に関 する規則（平 成6年国家公 安委員会規則 第4号）第1 条で定める基 準に適合する	(1) 普通自動車対応免許を受 けている者（道路交通法第 97条の2第1項第3号イ及 びハに掲げる者並びに同法 第101条の4第3項の規定 の適用を受ける者を除く。）	6,450円
		(2) 普通自動車対応免許を受 けている者（道路交通法第 97条の2第1項第3号イ若 しくはハに掲げる者又は同 法第101条の4第3項の規 定の適用を受ける者に限る。） 又は第一種運転免許若しく は第二種運転免許であって	2,900円

	ものをいう。)	普通自動車対応免許以外の もののみを受けている者	
--	---------	-----------------------------	--

別表第2の4の項を同表の5の項とし、同表の3の項を同表の4の項とし、同表の2の項の次に次のように加える。

3 知事が別に指定する災害地のり災者が災害のあった日の翌日から起算して2年以内に復旧する畜舎等について条例別表第1の284の項又は285の項の審査を受ける者	条例別表第1の284の項又は285の項の手数料
--	-------------------------

附 則

この規則は、次の各号の掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 令和4年4月1日
- (2) 別表第1の49の2の項の改正規定 令和4年5月13日

(財 政 課)

富山県高岡地区産業展示施設PFI事業者選考審査会規則を公布する。

令和4年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第12号

富山県高岡地区産業展示施設PFI事業者選考審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第3条の規定に基づき、富山県高岡地区産業展示施設PFI事業者選考審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、学識経験を有する者、県職員及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、任命の日から富山県高岡地区産業展示施設の運営に係る民

間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。第7条第2項において「法」という。）第5条第2項第5号に規定する事業契約を締結する日までとする。

（会長）

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第6条 審査会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務等）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、富山県高岡地区産業展示施設の運営についての法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に先立って、その募集に応じようとする者に対し、当該民間事業者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、商工労働部において処理する。

（細則）

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富山県武道館P F I事業者選考審査会規則を公布する。

令和4年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第13号

富山県武道館P F I事業者選考審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第3条の規定に基づき、富山県武道館P F I事業者選考審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、学識経験を有する者及び県職員のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、任命の日から富山県武道館の整備及び運営に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。第7条第2項において「法」という。）第5条第2項第5号に規定する事業契約を締結する日までとする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

この訓令は、公表の日から施行する。

(人 事 課)

富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和4年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第2号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

富山県職員安全衛生管理規程（昭和62年富山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表第5中「衛生研究所 総合衛生学院」を「衛生研究所」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県立総合衛生学院の教務課職員の勤務時間に関する規程を廃止する訓令を定め、公表する。

令和4年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第3号

総合衛生学院

富山県立総合衛生学院の教務課職員の勤務時間に関する規程を廃止する訓令

富山県立総合衛生学院の教務課職員の勤務時間に関する規程（平成23年富山県訓

令第8号) は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(人 事 課)
